

埼玉県地球温暖化対策推進条例の規定に基づく低燃費車を導入すべき期限  
及び低燃費車の台数の割合

平成二十二年三月三十日

告示第四百八十六号

改正 平成二十七年三月三十一日

告示第三百二十六号

改正 令和二年三月三十一日

告示第二百八十一号

埼玉県地球温暖化対策推進条例（平成二十一年埼玉県条例第九号）第二十八条の  
規定に基づき、低燃費車を導入すべき期限及び低燃費車の台数の割合を次のとおり  
定め、令和二年四月一日から施行する。

- 一 低燃費車を導入すべき期限は、令和七年三月三十一日とする。
- 二 低燃費車の台数の割合は、四十パーセントとする。